

スクールカウンセラーの効果的活用 Q & A
～学校の教育相談機能をもつめるために～

静岡県教育委員会
義務教育課

目 次

1	『スクールカウンセラーの効果的な活用 Q & A』の発行について . . .	1
2	スクールカウンセラーの効果的活用のための Q & A	
Q 1	配置のねらい	2
Q 2	スクールカウンセラーの専門性	3
Q 3	活用の効果	4
Q 4	スクールカウンセラーの業務	5
Q 5	着任日の対応	6
Q 6	スクールカウンセラーの周知	7
Q 7	活用の留意点	8、9
Q 8	校内の教育相談体制の組織化	10
Q 9	スクールカウンセラー担当者の連携	11
Q 10	スクールカウンセラーの 1 日	12
Q 11	相談室の運営	13
Q 12	スクールカウンセラーを活用した校内研修	14、15
Q 13	スクールカウンセラーを活用した小中連携	16
Q 14	関係機関との連携	17
Q 15	業務遂行上の注意点	18
Q 16	重篤な事故・事件発生時の緊急支援	19
Q 17	市町教育委員会の支援	20
3	コラム『見誤りやすい事象』	21
	・統合失調症	
	・発達障害と児童虐待	
	・愛着障害	
4	参考	22
	・「生徒指導提要」教育相談について	
	・「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」について	
	・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」について	
	・「学校・教育委員会等向け虐待の手引き」について	
	・静岡県発達障害者支援センターについて	

『スクールカウンセラーの効果的な活用 Q & A』の発行について

スクールカウンセラー活用事業は、平成7年度に全国で154校に配置されたことから始まり、年々中学校への配置を拡大してきました。本県では、平成17年に政令指定都市を除く全ての公立中学校へのスクールカウンセラーによる支援体制を構築しました。その後、小学校への配置を拡大し、平成22年度に政令指定都市を除く全ての公立小・中学校への支援体制を構築しました。さらに、平成23年3月に、県教育委員会として、これまでの取組を振り返りながら、今後一層効果的にスクールカウンセラーを活用するためのポイントを「Q & A」方式でまとめるとともに、以後、必要に応じて内容を加除訂正してきました。

文部科学省は教育相談に関する調査研究について、平成19年7月及び平成21年3月に報告しており、教育相談の充実に関する基本的な視点や取組の指針となる提言自体の考え方は今でも変わらぬ妥当性を有しています。さらに平成27年12月に「教育相談に関する調査研究協力者会議」を設置し、教育相談体制の今後の方向性、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割の明確化、教育相談体制の充実のための連携の在り方について検討し、報告書にまとめました。この中で、次のようなことが提言されています。

- これまでの教育相談は、どちらかといえば事後の個別事案への対応に重点が置かれていたが、今後は不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等については、事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要である。
- 学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的の実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要である。

上記の提言を踏まえ、各校においてスクールカウンセラーを効果的に活用していただけるよう、本冊子を作成しました。

学校や生徒指導を取り巻く環境は大きく変化しています。本冊子や生徒指導提要（改訂版）の内容を参考にしながら、スクールカウンセラーを積極的に活用くださいますようお願いいたします。

Q 1 スクールカウンセラー配置のねらいは何ですか。

A スクールカウンセラー（以下「SC」という。）配置の主なねらいは、学校における教育相談機能を高めることにあります。

憂慮すべき状況

児童生徒の不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題は依然として憂慮すべき状況にあり、特に小・中学校及び義務教育学校における不登校児童生徒数はここ数年増加傾向にあります。また、児童虐待の問題も深刻で、学校で対処した児童虐待の件数も年々増加しています。



問題の背景

生徒指導上の諸課題の背景には、学校、家庭、社会等、子どもを取り巻く環境の変化による影響があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響も看過できません。児童生徒の抱える問題には、環境の変化によるストレスの増大、児童生徒自身が新しい環境等に対処できない不適応等の問題が考えられます。



配置のねらい

「心の専門家」である公認心理師、臨床心理士等を学校に配置し、その専門性を生かして

- ・児童生徒が抱える悩み・不安・ストレス等を面接相談等により和らげる
こと
- ・個々の対応の仕方について教職員や保護者が助言・援助を受けること
により、教職員や保護者が対応能力を高めること

をねらいとしています。

このことにより、学校における教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

Q 2 SC はどのような専門性を持った人ですか。

A 臨床心理に高度な専門性を有する臨床心理士等の「心の専門家」です。

公認心理師

公認心理師法に基づく国家資格です。一定の受験資格を有する者が、国家試験を受験し、これに合格した者が所定の登録を受けることにより、公認心理師の資格を取得することができるものです。
(一般財団法人 日本心理研修センター資料より)

その他、臨床心理に専門性を有する者

大学又は短期大学を卒業し、心理臨床や相談業務に5年以上の経験を有する者です。※次のような資格を有する方がいます。

教育カウンセラー、認定カウンセラー、産業カウンセラー、学校カウンセラー
交流分析インストラクター、認定心理士、交流分析士、特別支援教育士
学校心理士、臨床発達心理士、精神対話士 等

〈SCの業務上の専門性〉

- 個人面接から集団面接までの様々な技法を用いて、適切な心のケアを行うことができます。
- 子どもの社会性を育てる開発的・予防的カウンセリングに関する知識や技能を持っています。(ソーシャルスキルトレーニング、ストレスマネジメント教育等)
- 教職員と異なる専門性を有する心理の専門家として、継続的に学校で教育相談活動等に当たることができます。
- カウンセリング技能等、専門的な知識や技能を有する「心の専門家」として、教職員研修の講師、保護者会での講話等を行うことができます。

なおSCは、県公認心理師協会の研修会、地区ごとのケース検討会議、学会、全国臨床心理士会研修会等に積極的に参加するなどして、常に自己研鑽に努めています。

Q 3 SC の活用によってどんな効果が期待できますか。

A SC の専門性を生かした助言・援助により、教職員の教育相談能力が向上し、子どもが抱える問題へのきめ細かで組織的な対応が図られるようになるなど、各学校において様々な効果が上がっています。

不登校・いじめ等児童生徒が抱える問題への対応の在り方が明確になり、問題の改善や望ましい変容が期待できます。

専門的な立場からの適切な助言・援助を得て、解決の方向が見えてきます。

実践事例から「SC の専門的な助言」

A 中学校勤務の SC は、養護教諭からの相談で、リストカットをしている B 子さんの面接を数回行いました。B 子さんからは家庭や友人関係の悩み、過呼吸等の心因性と考えられる身体症状が語られました。その後ケース会議で SC は、「部活動で自信が持てる場の設定」「父性と母性のバランスを持った積極的なかわり」「保護者面接の設定」等を学年の教職員に依頼しました。その後 SC は保護者面接を行い、母親に家庭での対応を助言しました。

養護教諭の温かい目配り、教職員の一致した対応、母親の家庭での声掛けが功を奏し、B さんは安定した学校生活を送ることができるようになりました。

SC の助言・援助により教育相談体制が充実できます。

- SC の助言・援助のもと、教育相談担当者を中核にした教育相談体制を組織化することで、学校生活に不適応傾向を示す児童生徒に対して、早期の状況把握と的確な見立てを行うことができるようになります。
- SC が、SC の持つ第三者性から保護者理解に努めたことにより、担任と保護者の関係が円滑になったり、学校だけでは対応できない問題を相談機関等と連携して解決したりするなど、SC の橋渡しで、学校・家庭・相談機関が連携して児童生徒へ対応ができるようになります。

教職員がカウンセリング・マインドを生かし、児童生徒をより深く理解できるようになります。

SC によるカウンセリング技法の研修を実施している学校もあります。研修を通して教職員一人一人が、カウンセリング・マインドを大切にしながら児童生徒と触れ合うことを学びます。このことにより、児童生徒への対応能力が高められ、好ましい人間関係を構築できるようになります。

SC の活用や効果について、学校ごとに目標設定をしましょう。

Q 4 SC はどのような業務に当たるのですか。

A SC は、校長の指導・監督の下、次のような業務にあたります。

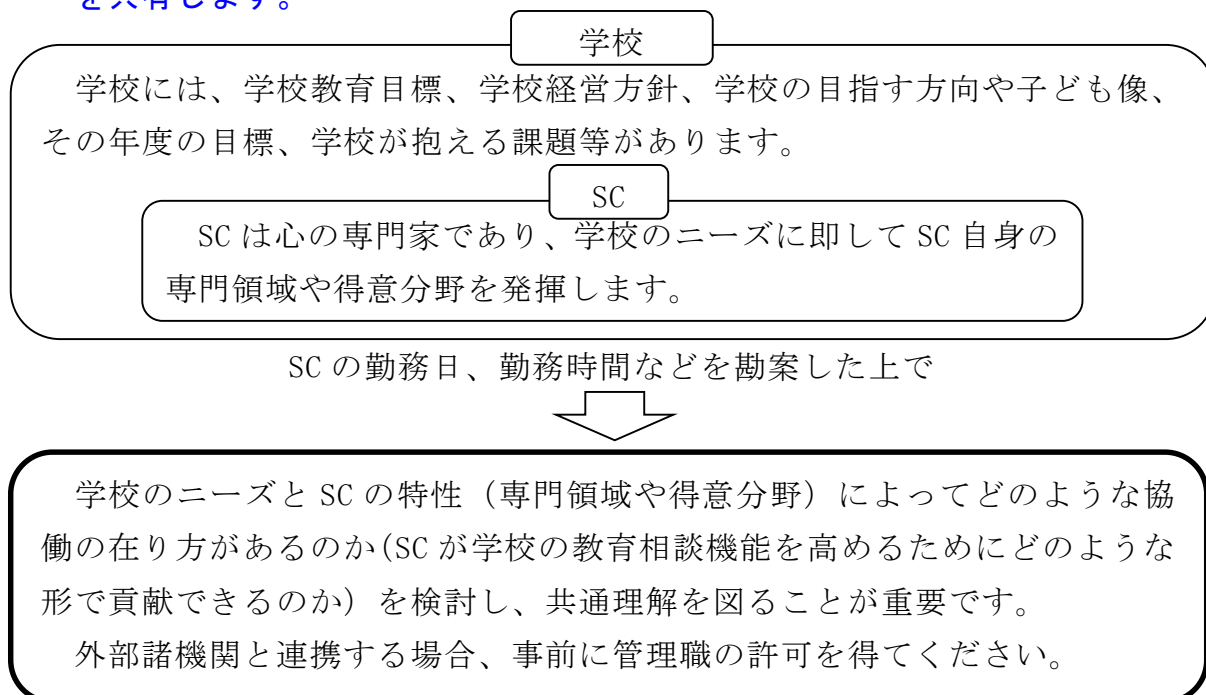
SC の業務

(静岡県「SC 等活用事業実施要領」より)

- (1) 教職員の研修における指導及び助言
- (2) 児童生徒へのカウンセリング（家庭訪問等のアウトリーチ型カウンセリングを含む）
- (3) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助
- (4) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
- (5) 教職員が実施する心理に関する授業における指導及び助言等
- (6) 教職員が実施する授業に対する心理に関する側面からの助言
- (7) 市町教育委員会が要請するスクールカウンセラー等の情報交換及び関係機関との連携を目的とした協議会への参加
- (8) その他義務教育課長、教育事務所長及び市町教育委員会並びに配置校の校長が要請する児童生徒のカウンセリング等に関する業務
- (9) その他当該事業を実施する学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校で重篤な事故又は事件が発生し、学校を支援する必要性が生じた場合の緊急派遣

Q 5 チーム学校の一員として、SC をどのように活用すればよいですか。

A まず始めに管理職より学校の方針等を伝え、どのように協働していくのかを共有します。



<ポイント>

○チーム学校としての支援

学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが重要であり、効果的な協働体制をつくる上で、それぞれの役割や機能を明確にすることが必要です。子どもの健全育成を目指して、SC は学校の教育活動の一翼を担い、学校と日常的な連絡と協力を行います。決して教育相談活動を SC に任せきりにしてはいけません。職員室に SC の座席を用意し、SC と教職員のコミュニケーションを促進することが大切です。

○学校経営書や年間計画等の確認

学校の目指す方向性や1年間の流れ等を SC が把握できるようにします。また、生徒指導上の諸問題の報告・連絡・相談の流れや問題の処理の仕方等も、SC があらかじめ理解していると、協働体制がとりやすくなります。

○校舎案内の実施

校舎案内を初日に行い、日課や日々の欠席者が表示される場所や、子どもが動く経路等を SC が確認することも大切です。

Q 6 保護者や地域へ SC が配置されていることを周知させるにはどのようにすればよいですか。

A まずは、学校に SC が配置されていることを知らせましょう。SC を年度当初の始業式、全校集会、朝礼等で全校生徒に紹介したり、入学式や PTA 総会などの場で保護者に紹介したりする方法が効果的です。学校便り、学年便り等を通して紹介することも、広く保護者や地域の方々に知っていただくためには有効です。



実践事例「SC 便り」

C 中学校に勤務する SC は、SC 担当者と協力しながら、相談室からの発信を工夫しています。生徒の往來の多い廊下の掲示板に SC 専用の掲示板を設け、勤務日の SC の動向、月の SC の出勤表、SC 便り等を掲示しています。また SC 便りは毎月発行され、生徒を通じて全家庭に配布されています。SC は、SC 便りを時節や学校行事と合わせながら、生徒の精神的な支援をするように啓発的な役割を主な目的として作成しています。

例) 4 月…あいさつの四つの心がけ

5 月…自己肯定感を高めよう

6 月…ストレスと対処の方法

10 月…人づきあいにおける「一言」の大切さ

12 月…豊かな人間関係のつくり方

SC の紹介や SC からのメッセージ等を学校便りや学年便り等に掲載したり、SC が「SC 便り」等を発行したりするなど、積極的に SC に関する情報を発信していくことも大切です。

実践事例「保護者対象の SC 講演」

D 中学校の入学説明会で、子どもたちが校内見学をしている約 30 分間に、保護者対象に「思春期の特性と対応」について、SC の講演を行いました。この講演は保護者に好評で、その後保護者の要望により、SC は家庭教育学級でも講師依頼を受け、「思春期に起こりうる危機」「思春期の子を持つ保護者、親子関係」について講演しました。

大変好評な行事となり、D 中学校では毎年 SC による入学説明会の講演、家庭教育学級の講話を実施しています。

Q 7 SC の「専門性」をどのように活用すればよいですか。

A SC の「専門性」を積極的に生かしていくために、各校の実情にあわせ、活用の仕方や目的等を共通理解して運営することが大切です。

以下の実践事例を参考にしてください。

SC 担当者の配置

SC が十分に力を発揮するためには、窓口となる学校の担当者を明確にし、その担当者が SC と他の教職員とのつなぎ役になり、相互の信頼関係を築いていくことが大切です。

相談しやすい環境づくり

まず教職員がコミュニケーションを図りやすくなるよう相談室とは別に職員室に机を設置します。また、児童生徒が相談しやすいよう全校集会等で SC を紹介するなど、相談をしやすい環境づくりが大切です。

実践事例から「SC と教職員の関係促進」

ある中学校の SC 担当者は、教職員と SC のコミュニケーションを促進するために、教職員一人一人との面談を 1 学期に計画し、実施しました。その後の情報交換がしやすくなり、気になる生徒や保護者の面談が SC につながりやすくなったという効果がありました。

SC の生徒指導関係会議への位置付け

SC を学校の一員として校内分掌に位置付け、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会等）に出席を要請し、助言及び援助を受けられる体制をつくることが大切です。

定期的な教育相談部会の開催

教育相談部会を月に 1 回程度定期的に行い、不登校児童生徒の状況や学級担任が抱えている課題等を具体的に情報交換し、今後の指導や支援の方向性を明確にします。また、個々のケースの検討を行い、今後の取組の改善策（手だてや役割分担等）について話し合います。

養護教諭と SC の連携

- SC は断続的にしか学校や子どもの状況を把握することができないので、毎日児童生徒の様子を把握している養護教諭との連携は欠かすことができない大切な要素です。
- 心の問題を抱えている児童生徒は保健室に行き、自分の状態を訴えやすいため、SC と連携することでよりよい支援を行うことができます。

実践事例から「SC と養護教諭の連携」

SC は、「勤務日に養護教諭と情報共有することを欠かさない。」と言います。児童生徒の問題を早期に発見できるからです。

E 小学校勤務の SC は、養護教諭が心配する F 子さん（行動が急激に乱暴になってきており、午後になると熱を出すという。）の授業中の様子を観察しました。SC は養護教諭と話し合い、その後担任の了解を得て、保護者と面談をしました。家庭での様子を聞くと、神経質で自分の思い通りにいかないとすぐに物に当たると言います。SC は保護者に「叱らないで話をする」「ささいなことでも褒めること」等を助言しました。親が子どもを抑えてしまっていたこと、親の都合のよい子に育てていたこと、F 子さんはよい子でいなければならないという思いにとらわれていたことなどが原因と考えられたからです。SC は、養護教諭を通して学年職員にも対応等について情報共有しました。徐々に F 子さんの様子は変化し、問題が解消していきました。母親が養護教諭や SC の助言に耳を傾けて努力した成果であると思われます。

実践事例から「ICT の活用」

G 中学校では、SC と教職員の情報共有の時間がなかなかとれないという課題を解消するため、ICT※を活用しています。外部につながれていない校内 LAN を活用し、教職員は気になる生徒の様子や対応の仕方についての質問等を入力し、SC はその生徒との面接の様子や教職員からの質問への回答等を入力します。全教職員が見ることができるため、問題を抱えた生徒の情報共有あるいはその生徒への対応の共通理解を図ることにもつながっています。

※ICT…情報通信技術の略。G 中学校では、校内 LAN を活用し教職員の情報共有を図っている。

実践事例から「校内研修等における講義等」

校内研修や学校保健委員会では、SCに講師を依頼し、本校の子どもの特性に合わせたテーマで講義を実施しました。SC、教頭、養護教諭等で内容を検討し、具体的な事例を挙げながら説明してもらえたことで、教職員や保護者等から好評でした。

心理に関する授業での指導・助言

先生方が子どもたちに対して実施する心理に関する授業（例：ストレスマネジメント教育、アンガーマネジメント教育 等）において、SCに授業内での指導・助言を求めることができます。授業の内容や展開については、事前に打ち合わせを行い、子どもたちにどのような力を身につけさせたいかを明確にすることが大切です。

授業で気になる子どもへの相談

先生方が授業を行っている際に、気になる子どもへの声かけや対応について、SCから心理の側面に関する助言を得ることができます。その際、SCから助言を得た内容については、自分だけでなく、他の先生方とも共有することで、対象となる子どもへの積極的な支援を行うことが可能です。

Q 8 SC を活用するために、校内の教育相談体制をどのように機能させればよいですか。

A 生徒指導部会やケース会議等に SC が定期的に参加し、情報を共有するとともに、教職員が SC の助言を生かしながら、組織的に問題の解決を図っていくことが大切です。

教育相談体制が機能的・効果的に働くためのポイント

- 情報の共有化
- 生徒指導部会やケース会議等への SC の定期的な参加
- 連携した教育相談体制の組織化
- コーディネーターの役割を果たす教員の位置付け

教育相談体制の組織化

校内で情報の共有化を図るためには、教育相談体制自体が連携できる組織になっている必要があります。例えば、不登校対策委員会等を組織する場合、校長、教頭、生徒指導・教育相談担当、学年主任、養護教諭、SC 等、様々な立場のメンバーで構成することが大切です。

その際、組織の中にコーディネーターの役割を果たす教員を位置付けておくと、効率的で円滑な運営が可能になります。

また、教育相談活動全般にわたる SC からの助言・援助を参考にして、教育相談体制を組織化することが大切です。

SC を交えたケース会議の基本的な流れ

不登校や不登校傾向等の状況についてのアセスメント（見立て）



不登校（傾向）の児童生徒への指導・支援計画



実践



指導・支援等についての評価
指導・支援計画の修正

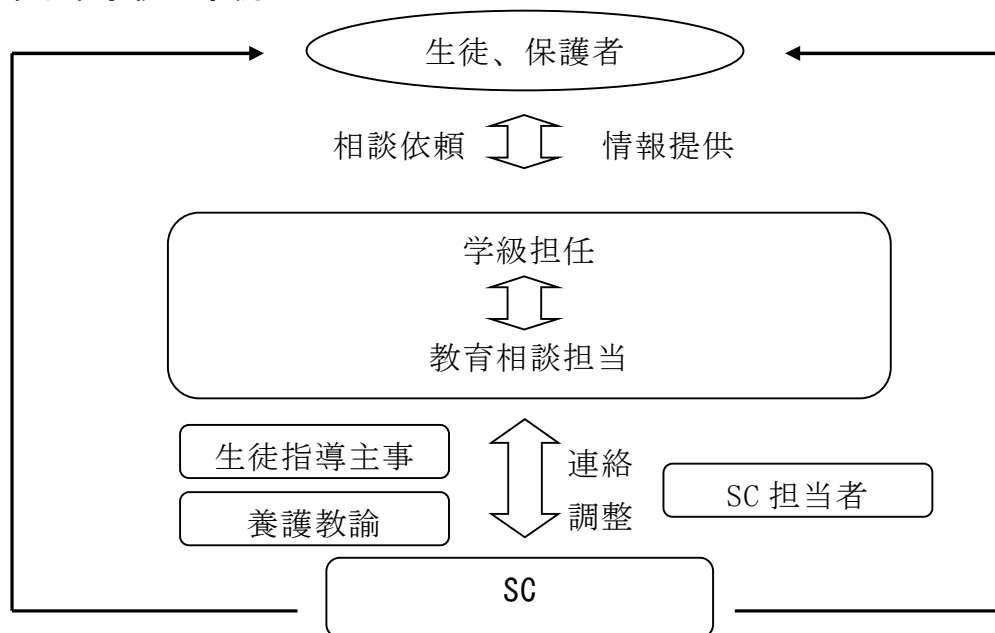


Q 9 SC 担当者は、SC とどのように連携すればよいですか。

A SC 担当者は、生徒指導主事・主任及び教育相談担当等と連携して、次のような連絡・調整を行います。

- SC との連絡調整
- 児童生徒及び保護者からの相談受付
- SC の 1 日の勤務内容の計画・立案
SC の 1 日の勤務内容を SC に明確に示します。
- 面接相談に関するスケジュール等の調整
児童生徒からの相談要請を適切に振り分け、相談計画を立案します。
- 個別記録等の情報管理
プライバシーの保護に配慮した個人記録の作成と管理を行います。
- ケース会議の実施
学年を越えて学校全体で共通理解すべき事例について整理します。
情報交換に終始せず、原因を分析し、それに基づいた具体的な手だてを考え実践することが大切です。

ある中学校の事例



◎教育相談の主体は教職員であり、SC はそのサポート役です。

子どもや保護者への対応が、SC に任せきりにならないように留意しましょう。

Q10 SCは学校でどのような1日を過ごすのですか。

A 以下にSCの1日の勤務内容を例示します。参考にしながら、各学校に応じた活用の仕方を学校とSCで話し合い、上手に勤務計画を立ててください。

ここでは、終日勤務の場合を例示しますが、4時間勤務等の場合もありますので、SCの勤務時間に応じて勤務計画を工夫してください。

令和○年△月□日 8:00 出勤

8:05 職員室の出欠黒板で生徒の出欠席を確認、SC担当者と打合せ

8:15 養護教諭と情報共有

9:00 2年1組Hさんの観察

10:00 不登校Jさんの母親の相談面接

11:10 相談室に通うKさんの相談面接

12:20 1年1組にて生徒と会食

12:45-13:30 (休憩)

14:00 Hさんについて担任、養護教諭と情報共有、今後の対応の助言

15:00 Jさんのケース会議

16:10 記録作成、SC担当者と1日の業務と次回の予定の確認

前回の勤務日にHさんの担任から最近○○な状態が気になるという相談を受け、授業参観を計画しました。

保護者から事前に入った面接の予約をSC担当者が日時を調整し、予定に組み込みました。

生徒指導主事から配布された資料の内容を参加者が事前に確認して会議に臨みます。

令和○年□月△日 8:30 出勤

8:35 職員室の出欠黒板で生徒の出欠席を確認、SC担当者と打合せ

9:00 養護教諭と情報共有、その後相談室を訪問し相談員と情報共有

10:00 不登校Lさん宅を家庭訪問、Lさん及び母親と面接相談

12:00-12:45 (休憩)

13:00 昼休みに、養護教諭から依頼のあったMさんの面接相談

13:45 L、Mさんの記録作成

15:00 教職員研修の講師

16:15 SC担当者と1日の業務と次回の予定の確認

相談室に通う児童生徒の問題の解決に向け、よりよい支援を図るため、相談員との情報共有は欠かせません。

Lさんの担任からの情報を基に、SCはLさんの心理的なケアを行っています。

最近ネグレクトや心理的虐待が心配される児童がみられるため、児童虐待について教職員の認識を深めるために、事前にSC担当者とSCが打合せ、児童虐待事例研修会を行うことにしました。

Q11 相談室はどのように整え、運営していけばよいですか。

A 相談室は相談に訪れた人が心を開き、安心してカウンセリングを受けられる場でなければなりません。また、相談室の運営には、学校担当者と SC が協力することが大切です。

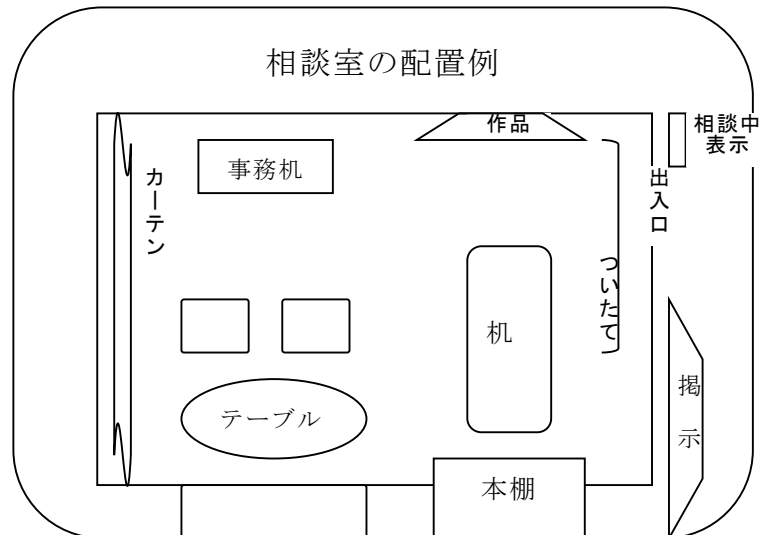
設置場所

児童生徒の往来が少ない、落ち着いて相談できる場所が適切です。

室内の構成

来談者とゆったり相談できるように、全体に心が和む環境が望まれます。外から中の様子が見えないように、ついたてやカーテンなどを使って、目隠しをするなどの配慮が必要です。

なお、相談室を確保できない学校においては、他の部屋との共用であっても、落ち着いて SC と相談できる部屋を確保してください。また、絵を描いたり、読書をしたりするスペースが確保できる部屋があればさらによいでしょう。



相談室の設備等

- ・ 「相談中」を示す表示や、SC の所在を示す表示を入り口付近に設置
- ・ 教育相談に関する図書コーナーの設置
- ・ 一時的な避難場所として、児童生徒が落ち着くことができる環境の整備
- ・ 絵を描いたり、読書をしたりするスペース
- ・ SC のお知らせコーナーの設置
- ・ 教材、テキスト、事務用具等必要に応じた備品の整備

SC の相談室での相談業務からだけでは十分な情報は得られませんし、児童生徒理解を深化させることにはつながりません。「開かれた相談室」とするために、SC は相談室から積極的に出て行くように心がけています。

また、教職員との報告・連絡・相談を密にしていくため、SC、教職員双方が進んで情報を収集したり、情報を提供し合ったりすることが大切です。

Q12 SCを活用した校内研修はどのように進めればよいですか。

A SCの専門性を生かした校内研修を実施するためには、次のような点に留意することが大切です。

- 各学年や生徒指導委員会で現状を分析し、学校・学年の生徒指導上の課題を明確にする。
- SCを交えて課題解決の方法や手段を明確にする。
- 課題解決に向けて研修計画を策定する。

SCを活用した校内研修の例

【カウンセリングの技法等の実技演習】

個々の児童生徒に対する教育相談だけではなく、学級や学年経営などの望ましい集団の育成にかかわる実践的な研修も大切です。

- 適切なアセスメント（見立て）に関する内容
- カウンセリング技法に関する内容
- 人間関係づくりに関する内容
(ストレスマネジメント教育、グループエンカウンター、ピアサポート等)

【事例を通した研修】

事例研究の目的は、事例から何を学ぶかということと、同様の事例への対応の在り方を明確にすることです。

- いじめ問題事例検討会
- 不登校事例検討会
- 暴力行為事例検討会

【基礎的知識を身に付ける研修】

生徒指導上の諸問題の要因や背景を的確に分析し、初期の段階での判断を誤らぬよう関連する分野についても基礎的な知識を身に付けておくことが大切です。

- 臨床心理学の基礎知識に関する研修
- 発達障害に関する研修
- 児童虐待が疑われる児童生徒へのメンタルヘルスに関する研修

SCによる教職員のスキルアップを図るための研修

実践事例から「事例検討会」

教職員の情報共有や共通理解ができないことを気にかけていたN小学校勤務のSCは、SC担当者と相談し、夏季休業中に事例検討会を行いました。まずSCから面接した児童（保護者）について、SCとしての考えや方向性、見立てを話しました。次にその事案について、教職員それぞれが持っているその児童の情報や見解が、様々な角度から話されました。この検討会で互いに理解を深め、今後の方向性の検討ができました。また、同じ児童でも教職員一人一人異なる印象を持っていることを、皆で共有することにも大きな意味があるとSCは考えています。SCも、事例検討会で得られたことから、見立てをし直し、その後のカウンセリング活動に生かしています。

実践事例から「人間関係づくりプログラム」

P小学校では、「人間関係づくりプログラム」を次のように活用しました。

- (1) 「効果測定ソフトにおける個人分析と集団分析」についてSCを講師に研修会を行う。
- (2) 各担任はアセスメントシートを基にSCと気になる児童や学級の問題について情報交換、今後の対応について話し合う。
- (3) (2)の結果を基に学年部で検討し、必要に応じてSCは気になる児童又はその保護者と面接を行う。
- (4) 第2回の効果測定ソフト実施後、再度各担任はアセスメントシートを作成し、SCを交えて学年会議を行う。

実践事例から「校内職員研修」

R小学校では、夏休みにSCを講師に「疑似体験を通して発達障害を理解しよう」という職員研修を行いました。教職員は、読字障害、計算障害、姿勢保持の難しさ、状況認知の難しさ、選択的聴取※の五つについて体験しながら発達障害の理解を深めました。「今度は子どもの実態に合った効果的な支援を考えたい。」「自立を考えた支援について話し合いたい。」等の前向きな意見が聞かれ、その後も引き続き同様のテーマで研修を継続しています。

※「選択的聴取」とは

人は全ての音声を耳で取得するのではなく、「選択的に」音声を取得すると言われ、これを音の選択的聴取と言う。カクテルパーティ効果とも言う。

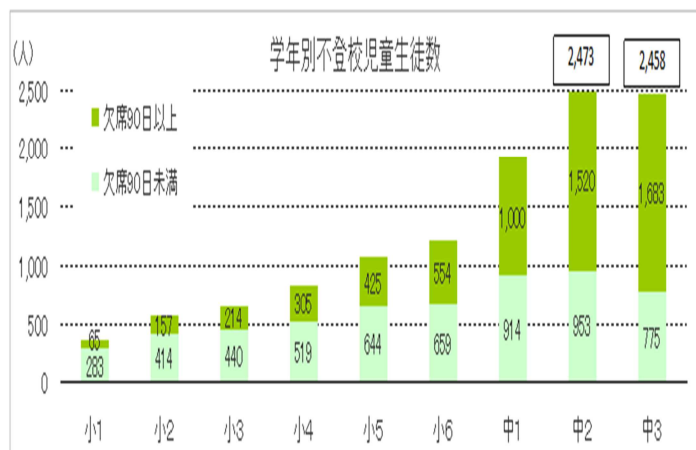
Q13 SCを活用した小中連携をどのように推進すればよいですか。

A 定期的な中学校区連絡協議会や小中合同ケース会議等の開催により、小中連携の推進や虐待等の問題の早期発見・早期対応に、SCが貢献しています。

＜小中連携の必要性＞

中学校で急増する不登校

右のグラフから、不登校が中学1年で急増していることや、学年が上がるにつれて不登校が長期化していることが分かりますが、小学校段階でその兆しが見られるケースも少なくありません。早期発見・早期対応のためにも、小中連携が重要となります。



(令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より)

小中連携を推進するため、本県では原則として中学校区ごとに同じSCを配置しています。年度当初、学校ごとに時数を配置しますが、以下の要件で、実態に応じて、学区の年間配置時数の範囲内で学校間の時数を調整することが可能です。

- ・中学校区に同一のSCが配置されている。
- ・一つの中学校区内でのみ、時数の調整を行う。
- ・SCと各学校で協議し、両者の同意が得られている。

SCを活用した小中連携の実践例

(1) 定期的な中学校区連絡協議会の開催

【参加者】校長、生徒指導主事・主任、教育相談担当者、養護教諭、SC等

【内容】小・中学校及び義務教育学校の生徒指導上の諸課題の情報交換（不登校、いじめ、非行問題、怠学、学級崩壊、児童虐待、発達上の問題、気になる児童生徒の状況等）

(2) 小中合同ケース会議の開催

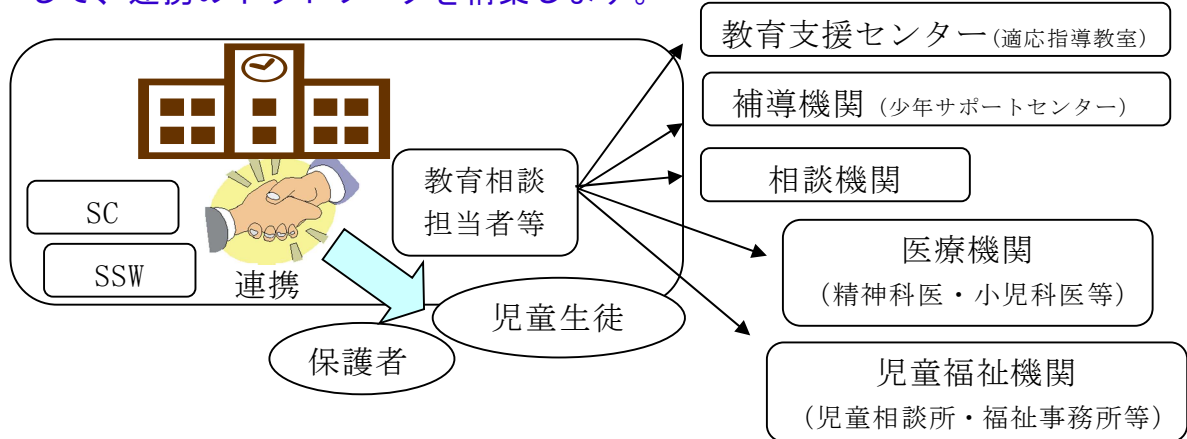
兄弟姉妹が在籍している場合など、SCの持っている情報や専門的な知識を、問題の解決、早期発見・早期対応に活用する。

(3) 小学校卒業時の小中連絡会議の開催

受け入れに配慮が必要な児童についての情報伝達、SCと協働してのアセスメントと支援計画の立案、いわゆる中1ギャップ対策についての検討等を行う。

Q14 SCを活用し、関係機関との連携をどのように進めていけばよいですか。

A 教育相談担当者を窓口としながら、SCのアセスメント（見立て）を大切に
して、連携のネットワークを構築します。



学校は、連携を図るべき関係機関について、理解できているでしょうか。各関係機関の所在地、機能や役割などについて、十分理解し、連携をする際の具体的手順や、校内で窓口となる教職員をあらかじめ確認しておく必要があります。また、日頃からの連携に努め、各関係諸機関の担当者との人間関係を築いておくことも大切です。

「関係機関一覧」

校内研修で、所在地を表す地図と合わせて全教職員で作成している学校もあります。

	関係機関	所在	連絡先
教育	市適応指導教室	実践事例から	
	県総合教育センター教育相談班		
	〇〇小学校		
	□□幼稚園		
福祉	子ども家庭センター		
	市福祉事務所		
	☆☆児童相談所		
	地区民生委員・児童委員		
司法 ・ 警察	◇◇警察署		
	▽▽交番(駐在所)		
	◎◎家庭裁判所		

S中学校勤務のSCは、養護教諭からT子さんの様子が心配なので相談室で話を聞いてほしいと依頼されました。T子さんから家族が父親の暴力に悩まされていることが語られました。SCはT子さんの承諾を得た上で学校に報告し、すぐに緊急ケース会議が行われ、児童相談所へ通告しました。午後には家庭児童相談員が来校、一時保護の方向で動くことが確認され、その日の内にT子さんは一時保護されました。学校とSC、関係機関の連携で、迅速に生徒の支援・援助が行われました。

Q15 SCは業務を遂行する上でどのようなことに注意すればよいですか。

A SCの服務については、「地方公務員法第30条から第37条までの規定及びこれに基づく条例、規則等の定めるところによる。」と本県SC活用事業実施要綱に規定されています。

地方公務員法第30条から第37条の規定とは・・・

- ・ 服務の根本基準（全体の奉仕者として公共の利益のために勤務）
- ・ 法令及び上司の職務上の命令に従う義務 ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務 ・ 職務に専念する義務 ・ 政治的行為の制限
- ・ 争議行為等の禁止 等

検査の取扱い

現在本県では、学校でSCがWISC等の知能検査は行わないことにしています。

検査が必要と判断される時は、医療機関や児童相談所、発達医療福祉センター等につなげる必要があります。その際も、保護者への伝え方について、十分に協議した上で、関係機関を紹介することが大切です。

なぜ、SCは知能検査等を実施しないの？

WISC等の知能検査の診断は、あくまで医師が行う医療行為です。SCによっては、それまでの職務経験等によって発達検査に精通している場合もありますが、SC個人で異なります。検査の実施には、十分な研修と経験が必要であり、責任も伴います。全てのSCが検査に精通しているわけではありませんので、検査の実施については慎重にならざるを得ません。ただし、保護者が他機関で実施した発達検査等の結果を持参することもあるので、「SCは代表的な発達検査の見方については知っておく必要がある」ことは、SCは承知しています。

守秘義務

通常SCは、クライアントのプライバシー保護のために相談内容を秘密にするなどの守秘義務を負っています。しかし、SCは校内で情報を共有する義務も併せています。他の教職員同様、学校で知り得た情報を外部に漏洩することは禁じられています。

個人情報の管理

面接の記録等は、保管場所を確保し、管理方法について徹底する必要があります。職員室等で保管する際は、鍵のかかる場所を用意し、電子データで保管する際は、パスワードをかけるなどの情報漏洩防止策を講じる必要があります。

相談等記録の活用・保管

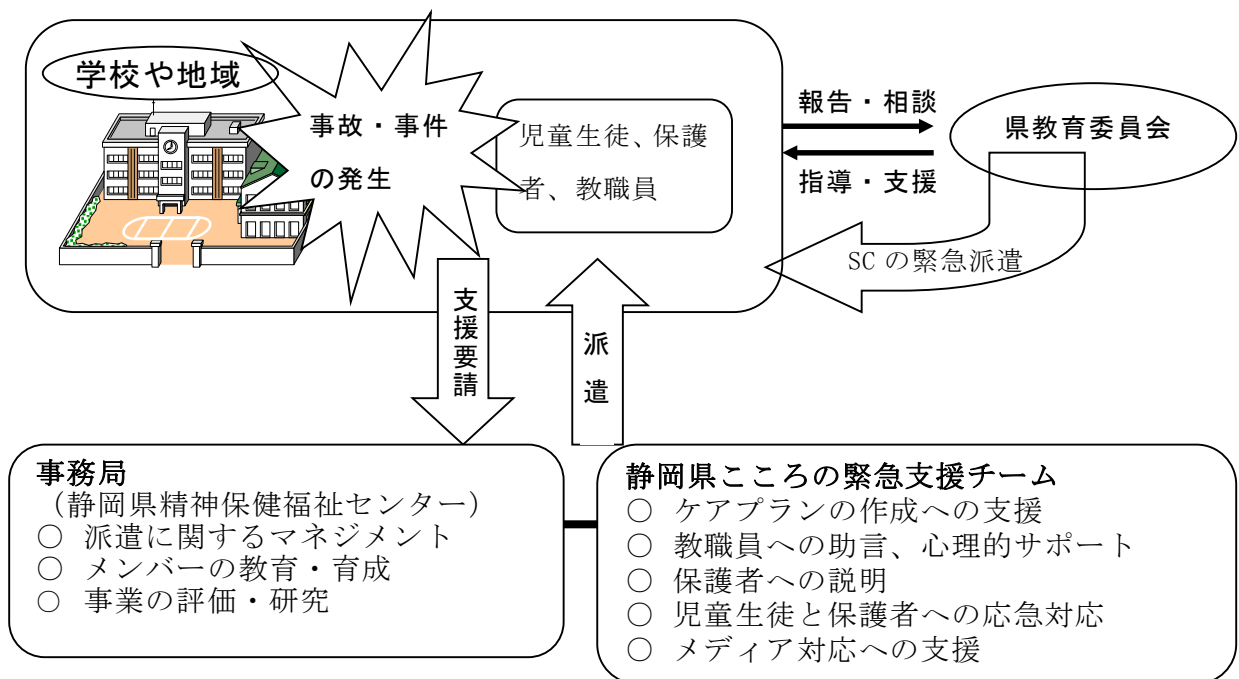
児童生徒及び保護者との面談における相談等記録は、校内において情報を共有し、組織的・継続的に対応するための重要な資料となります。

面談後は、相談記録を必ず作成し、情報の共有化を図り、学校に一定期間保管しておきます。

Q16 重篤な事故・事件が起こった際、緊急支援体制が組まれると聞きましたが、どのような支援をするのでしょうか。

A 学校で重篤な事故・事件が起こった際、学校及び市町教育委員会からの要請を受けた県教育委員会が SC の緊急派遣を検討します。事案や状況によって異なりますが、配置 SC を含め最大で 3 人程度の SC を、最長 1 週間程度派遣することができます。（詳細は「緊急派遣マニュアル」による。）

また、本県には、「静岡県こころの緊急支援チーム」が設置されています。学校全体を揺るがすような事故・事件等が発生した際には、直後に現場に入り、当初 3 日間に体制整備の支援を中心に活動します。混乱した現場にいる大人が落ち着きを取り戻し、児童生徒が安心して生活できる環境が少しでも早く回復することを目指して活動します。



	期間	対象	人員	支援内容
こころの緊急支援チーム	3 日間	学校組織と保護者	3～4 人 ※医師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師など	マネジメント 二次被害予防 (学校全体のケア)
SC 緊急派遣	最大 1 週間程度	児童生徒等	配置 SC を含め最大 3 人程度	カウンセリング 治療的関与 (個々のケア)

※いずれの支援も一時的なものであるため、長期的には「学校と当該校の配置 SC が発生した事案について対処していく」ということを常に意識した取組を心掛けてください。

Q17 市町教育委員会は、SC を効果的に活用するためにどのような支援体制を整備すればよいですか。

A 同じ地域の SC の交流を促進することで、社会資源（関係機関や地域人材等を含む）等の情報の共有化や SC の資質向上を図ることができます。

SC 同士で力量を高め合う

SC としての経験は、勤務年数や関わったケースの内容によって、SC ごとに異なります。中には、数年間、同じ地域に勤務している SC もいます。そういった場合は、地域や学校についての理解が深いだけでなく、地域の関係機関との連携の経験も豊富です。

情報や経験の共有化は、SC の資質向上にもつながります。同一の市、町に勤務する SC が交流する機会が持てると、それまでの経験で培った連携の仕方や、社会資源等に関する情報、問題への対処方法などについて互いに学び合うことができます。

学校に配置されている SC は、各校一人だけです。同じ立場の職員は、校内にはいないわけですから、時には、同じ立場で話ができる SC 同士の交流があったらいいですね。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携を図っていくことも、よりよい支援体制を構築する上で大切なことですね。

U市では、教育委員会が主催する生徒指導連絡会に、市内に勤める SC も参加し、各校において指導に苦慮している事例について、教職員と一緒に協議を行い、SC の立場で助言をしています。U市の相談員や適応指導教室の職員なども同じ会に参加していたことから、SC と話をする機会が増え、連携しやすくなったとの声も聞かれます。

また、V市では、教育委員会のリーダーシップで指導困難な事例についてのケース会議を開催しました。少年サポートセンター等の警察関係機関、児童相談所、適応指導教室等の関係機関の担当者にも参加を要請し、教職員、SC とともにケース会議を行いました。他機関の関係者と顔を合わせて、同じテーブルで話をする場が持てるということは、その後の連携にも効果をもたらします。

【コラム】

『見誤りやすい事象』

目の前に起こっている事象だけで判断せず、心配なことは相談しましょう。
正しい知識と対応の研修を SC とともに行いましょう。

統合失調症

これまでの事例の中で、統合失調症の子どもは突発的な行動をとることがあり、問題行動の指導対象児童生徒ととらえられやすいため、対応を間違え症状が悪化したケースがあります。統合失調症であれば、「指導」ではなく、「治療」であり、病院と連携して適切な対応を行う必要があります。

最近では、高校で発見されたケースの中に、症状が中学で表れていて見落とされていたケースも少なくありません。

発達障害と児童虐待

発達障害の子どもと虐待を受けている子どもには似たような態度や言動がみられることがあります。しかし、よく観察するといろいろな違いがあることに気付きます。例えば、発達障害の子どもには、誰に対しても、又はどの場面でも特徴的な態度や言動がみられますが、虐待を受けている子どもは、相手や場面によってそれが大きく変わることがあります。見立て違いをし、虐待が放置されてしまわないように注意しましょう。発達障害の子どもが虐待を受けているケースもあります。

愛着障害

愛着は「人を信頼できる人生」の基盤です。ところが、生後5歳未満までに親やその代理となる人と愛着関係がもてず、人格形成の基盤において適切な人間関係をつくる能力にダメージを受けることがあり、その状態を愛着障害といいます。不適切な養育の影響により、そうした養育環境への反応として病的に表れたものです。

愛着障害の子どもは警戒心が強く、対人関係では一見矛盾したような行動をとります。特定の大人に対して非常に甘えたかと思うと、一転して攻撃的になります。友人との関係が乏しいことも特徴の一つです。

子どもの行動に振り回されないで、安定した、変わらぬ温かさで接することが大切です。

【参考】

◇ 生徒指導提要（改訂版）について

令和4年12月、文部科学省は生徒指導提要（改訂版）を公表しました。
この改訂版は、教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、
警察、司法等多くの学校関係者が活用することを想定し作成されています。
SCの皆さまも御活用ください。

以下はダウンロードする場合のURL及び二次元コードです。

https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf



◇ 災害時における子どもの心のケアに係る静岡県版資料

令和5年3月、静岡県Webページに公表しました。災害などにより心理的に大きなショックを受けた後には、通常とは違う心と身体の変化が誰にでも起こり、その反応の強さや表れ方は、個人によって異なります。子どもの心のケアにあたる教職員及び保護者が本資料を参考に個々の表れに対応できるようにすることで、安全・安心な学校運営再開の一助となることを目指しています。災害の規模及び地域や学校の実態に応じた子どもの心のケアの充実が図られるよう、御活用ください。



◇ 緊急支援について

Q16 で取り上げた緊急支援については、文部科学省が、平成 21 年 3 月に発行した『教師が知っておきたい 子どもの自殺予防』、平成 22 年 3 月に発行した『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』を参照してください。

上記の冊子及び手引きは、文部科学省のホームページからダウンロードできます。

<教師が知っておきたい 子どもの自殺予防>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

<子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408018.htm

◇ 児童虐待について

文部科学省が令和元年 5 月 9 日に発行した『学校・教育委員会等向け虐待の手引き』を参照してください。

上記の手引きは、文部科学省のホームページからダウンロードできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

◇ 発達障害に関する相談窓口について

詳しくは静岡県発達障害者支援センターの Web ページにて、相談の流れ等を御確認ください。静岡県発達障害者支援センターのアドレスは以下のとおりです。

【東部発達障害者支援センター】

<https://astashizuoka.jp/>

【西部発達障害者支援センター】

<https://shizuoka.takenoko.group/>